

広 労 発 基 0226 第 7 号
令 和 7 年 2 月 26 日

関係団体の長 殿

広 島 労 働 局 長
(公 印 省 略)

「職場における化学物質対策について」に関連する規則改正等について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、化学物質管理につきましては、リスクアセスメントとその結果に基づくばく露低減措置等の実施を主軸とした自主管理に大きく転換されたところですが、これに伴い、各種規則等の改正がありましたのでお知らせいたします。

詳細につきましては、下記の厚生労働省ウェブサイトに掲載されていますので、貴団体におかれましても、改正規則等の趣旨を御理解いただき、傘下会員、事業場等に対する周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

厚生労働省ウェブサイト
「化学物質による労働災害防止のための新たな規制について」



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html

(参考)直近の主な化学物質関係政令・省令・告示・関係通達は以下のとおりです。

	原題	内容
令和6年5月8日 厚生労働省告示 第196号	労働安全衛生規則 第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件	○労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物として、新たにアクリル酸等112物質を定めるとともに、厚生労働大臣が定める濃度の基準を厚生労働大臣が定める物の種類に応じて定める等の改正を行ったもの
令和6年5月8日 基発0508第3号	「労働安全衛生規則 第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件」の告示等について	○厚生労働省告示第196号の詳細について
令和7年2月19日 政令 第35号	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令	○ラベル・SDS対象物質の範囲の変更(令第18条、第18条の2関係)
令和7年2月19日 厚生労働省令 第12号	労働安全衛生規則の一部を改正する省令	○ラベル・SDS対象物質の追加及び削除(安衛則別表第2関係)
令和7年2月19日 基発0219第4号	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について	○政令35号及び厚生労働省令第12号の詳細について
令和7年2月19日 厚生労働省告示 第25号	労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示	○令和7年政令第35号により、リスクアセスメント対象物の範囲が、国が行う化学品の分類の結果、危険性又は有害性があるものと「令和6年3月31日」までに区分された物のうち、厚生労働省令で定めるものと改正されることから、本告示により、がん原性物質の範囲について、「令和6年3月31日」までに区分されたものに変更
令和7年2月19日 基発0219第5号	「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示」について	○厚生労働省告示第25号の詳細について
令和7年2月19日 厚生労働省告示 第24号	労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件	○令和7年政令第35号により、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)別表第2に列挙されているラベル表示・SDS交付等の義務対象物質について、個々の物質の追加・削除が行われることから、本告示についても当該物質等について裾切値を定める等の改正を行ったもの
令和7年2月19日 基発0219第6号	「労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件」の告示について	○厚生労働省告示第24号の詳細について